

## 行政の福祉化推進会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪府のすべての部局が福祉を基本に据えた各種施策の立案、推進に取り組み、障がい者や母子家庭の母などの自立支援や雇用、就業機会の拡充などにつなげる「行政の福祉化」を進めるため、行政の福祉化推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### (所轄事項)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所轄する。

- (1) 行政の福祉化の推進方策に関する事項
- (2) 行政の福祉化の連絡調整に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

### (組織)

第3条 推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

### (座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、福祉部福祉総務課長の職にある者をもってあてる。
- 3 座長は、会務を総理する。

### (会議)

第5条 推進会議は座長が招集し、その議長となる。

- 2 座長は、第2条に規定する事項を審議するため必要があると認めるときは、関係課長の出席を求めることができる。

### (行政の福祉化推進員)

第6条 推進会議に行政の福祉化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

- 2 推進員は、推進会議の構成員の課等に所属する者のうちから、構成員が指名した者とする。
- 3 推進員は、部局等における行政の福祉化に関する施策の進捗状況の把握及び施策実施の促進に関する事務を担当する。

### (検討チーム)

第7条 座長は、専門的事項を迅速に検討する必要があると認めるときは、検討チームを設置することができる。

### (事務局)

第8条 推進会議の事務局を福祉部福祉総務課に置く。

### (その他)

第9条 この要綱に定めがあるもののほか、推進会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成15年7月11日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成17年4月15日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部局名	課名
大阪府市副首都推進局	総務担当課長
政策企画部	政策企画総務課長
	企画室計画課長
総務部	法務課長
	人事局人事課長
	契約局総務委託物品課長
財務部	財政課長
府民文化部	府民文化総務課長
福祉部	福祉総務課長
	地域福祉推進室社会援護課長
	障がい福祉室自立支援課長
健康医療部	健康医療総務課長
商工労働部	商工労働総務課長
環境農林水産部	環境農林水産総務課長
都市整備部	都市整備総務課長
住宅まちづくり部	住宅まちづくり総務課長
教育庁	教育総務企画課長